



1.

「米中貿易摩擦とビジネスへの影響」

「関西経済の現状と展望」についての時局・時事講演会 開催のご案内

トランプ政権の政策は世界に波紋を投げており、特に中国との貿易摩擦は深刻です。これによる世界のサプライチェーンへの変化や、今後のビジネスへの影響について、ジェトロ 藤井米州課長にお話を頂戴します。

更に、内外の経済環境が激変しているなか 特に関西経済に焦点を当てて日本銀行大阪支店 山田支店長にお話を伺います。講演会終了後には講師を囲んだ交流会も予定しておりますので、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

講演会
無料

日 時 令和元年11月29日(金) 14:30~19:00 (受付14:00)

場 所 講演会: 大阪商工会議所 4階 401号会議室 大阪市中央区本町橋2-8 電話:(06)6944-6268
交流会: 大阪商工会議所 6階 末広の間 大阪市中央区本町橋2-8 電話:(06)6944-6525

次 第【講演会】(受付14:00)

14:30~14:40 主催者代表挨拶 (一社)全国中小貿易業連盟 理事長 伊藤紀忠

◆講演1

14:40~15:50 日本貿易振興機構(ジェトロ) 米州課長 ^{ふじい まり} 藤井 麻理 様
「米中貿易摩擦とビジネスへの影響」

15:50~16:00 休憩

◆講演2

16:00~17:15 日本銀行理事 大阪支店長 ^{やまだ やすひろ} 山田 泰弘 様
「関西経済の現状と展望」

【交流会】

17:30~19:00 講師を囲んでの交流会

参加費 講演会…無料 交流会…3,000円(当日 受付にて頂戴いたします)

お申込み 参加申込書にて、11月15日(金)までにFAXにてお申込みください。

お問合せ 全中貿大阪連盟(大洋株式会社 内) ^{シカゴ支} 鹿内・浅井 (電話 06-6443-5810)

主催団体 ①全国中小貿易業大阪連盟 ②日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部 ③大阪商工会議所
④(公財)大阪産業局 ⑤(一財)大阪国際経済振興センター ⑥(一社)大阪貿易協会
⑦大阪倉庫協会

共催団体 ⑧(公社)関西経済連合会

協力団体 ⑨(一財)貿易・産業協力振興財団

時局・時事講演会(11/29)参加申込書

参加区分	いずれかの口にチェックを入れて下さい。(講演会 無料/交流会 3,000円)			
	<input type="checkbox"/> 講演会のみ参加 <input type="checkbox"/> 講演会・交流会とも参加 <input type="checkbox"/> 交流会のみ参加			
所属(関係)団体名	(案内を受け取った所属・関係団体を○で囲んでください。複数の団体に所属の方は代表1団体のみ○で囲んでください。)			
	全中貿	ジェトロ	大商	大産局
	IBPC	大貿協	大倉協	関経連
	その他			
(ふりがな)御社名				
電話番号	() -	FAX番号	() -	
御参加者	所属・役職			
	(ふりがな)ご芳名			
	所属・役職			
	(ふりがな)ご芳名			
	所属・役職			
	(ふりがな)ご芳名			

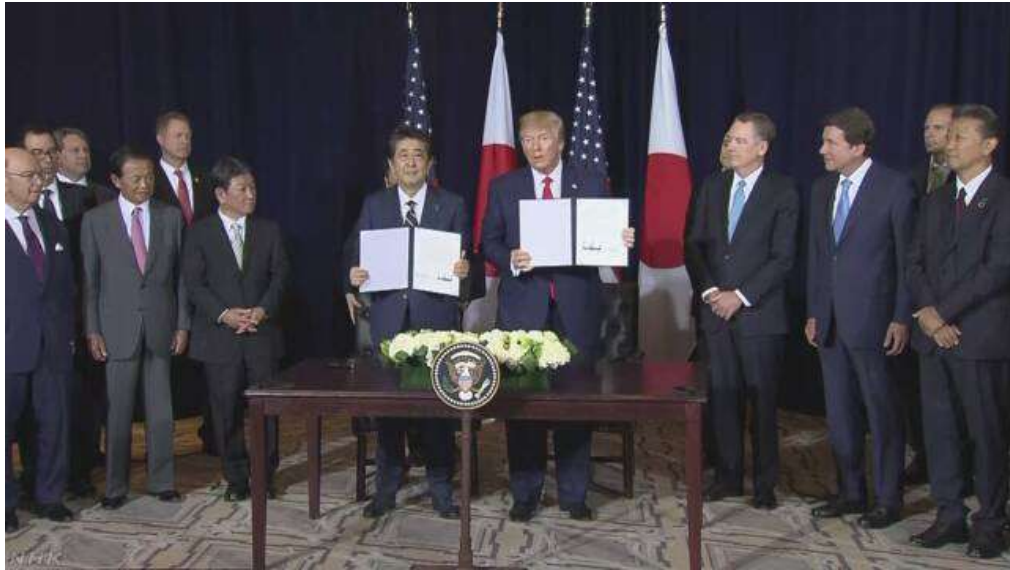
※参加証の発行はいたしませんので、直接会場へお越しください。
 ※ご記入いただいた個人情報は、参加者リスト作成等に使用し、他の目的には使用いたしません。
 作成した参加者リストは、主催・共催・協力団体がそれぞれ管理します。

会場アクセス 大阪商工会議所



【アクセス】

- 地下鉄堺筋線
「堺筋本町」①⑫号出口より徒歩7分
- 地下鉄谷町線・中央線
「谷町四丁目」④号出口より徒歩7分



国連総会に合わせてニューヨークを訪問している安倍総理大臣は、9月26日未明、トランプ大統領との首脳会談で、日米貿易交渉の最終合意を確認し、共同声明に署名しました。

新しい貿易協定では、日本は、TPP＝環太平洋パートナーシップ協定で合意した水準を超えない範囲で、牛肉や豚肉などの関税引き下げに応じる一方、アメリカは、幅広い工業品について、関税を撤廃することで合意しました。

また、日本がコメの関税を維持し、アメリカ向けに新たな輸入枠を設けないことになった一方、アメリカは自動車や関連部品の関税撤廃で譲らず、継続協議となりました。

さらに、共同声明には「協定が誠実に履行されている間、協定や共同声明の精神に反する行動は取らない」と明記され、両首脳は会談で、協定の履行中は、アメリカが通商拡大法 232 条に基づく日本車への追加関税を発動しないことを確認しました。

日米貿易協定 その合意内容は

日米貿易協定 最終合意のポイント

【輸入】

 牛肉	関税38.5% → 最終的に9%
 豚肉	関税(安い肉)最大482円/kg → 2027年度には50円/kgに 関税(高い肉) 4.3% → 2027年度には撤廃

【輸出】

 自動車	追加関税は回避 関税撤廃に向け協議継続
--	------------------------

日米貿易協定で最終合意 首相 「世界経済の発展に貢献」

日米貿易協定 最終合意の内容 【輸入】



コメ

無関税輸入枠 設けない

341円/kgの関税維持



小麦

最大15万トンの輸入枠 新設



牛肉

関税38.5% → 最終的に9%



豚肉

関税(安い肉)最大482円/kg → 2027年度には50円/kgに

関税(高い肉) 4.3% → 2027年度には撤廃



ワイン

関税最大94円 → 2025年度には撤廃
(750ml)



オレンジ

関税32% → 2025年度には撤廃
(12月~3月 輸入)



りんご

関税17% → 2028年度には撤廃



さくらんぼ

関税8.5% → 2023年度には撤廃



乳製品

バター・脱脂粉乳の低関税枠 設けない

粉チーズ・チェダーチーズなど → 2033年度には撤廃

日米貿易協定 最終合意の内容 【輸出】



自動車

追加関税は回避

関税撤廃に向け協議継続



工業製品
(自動車以外)

エアコン部品・燃料電池など
幅広い分野で関税撤廃



牛肉

6万5,000トンを上限に4.4%の低関税枠

確認にん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん!

あなたは対象者? 確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請が必要)
2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方。

(申請は不要)
2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

カクキャン

お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム

0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

■IP電話からおかけの場合: 050-3538-4557

■FAXでお問い合わせの場合: 03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込み詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府など宅に上った不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(☎9110))にご連絡ください。



プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

2019年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたおさまがいる世帯の世帯主



おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

おさまおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、2人とも非課税者の場合

●「非課税者分」として2人分
2.5万円×2人 = **5万円分**
の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**もお得!!

非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)の世帯で、4人とも非課税者の場合

●「非課税者分」として4人分
●「子育て世帯分」として2人分
2.5万円×6人 = **15万円分**
の商品券を、
12万円で購入できます。

合計**3万円**もお得!!

課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)の世帯で、課税者である世帯主が家族(非課税者)を扶養している場合

●「子育て世帯分」として2人分
2.5万円×2人 = **5万円分**
の商品券を、
4万円で購入できます。
※非課税者分は該当せず

合計**1万円**もお得!!

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ (目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・住民票のある市区町村から申請書入手する。
※申請書は多くの市区町村で、購入対象者の方に個別に郵送しています。申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間：2019年7月頃から11月頃 (市区町村の定める期間)
※子育て世帯分については申請は不要です。
※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：2019年10月頃から2020年2月頃 (市区町村の定める期間)

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：2019年10月1日から2020年3月31日までの間で市区町村の定める期間
※商品券は、代理の方でも使用できます。※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局 (大洋株式会社内) 鹿内 までお願いします。

全中貿事務局

TEL/ 06-6443-5810

E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp